

告示

埼玉県告示第八十号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
秩父市	平成二十九年度	地籍図二十五枚	令和二年一月
	平成三十年度	地籍簿一冊	
		大滝の一部	三十日